

脱植民地化と「政府党」

－第二次世界大戦後新興独立国の民主化への一試論

木村 幹*

目次

はじめに

第1章 「権威主義」政権化の諸類型

第1節 「権威主義的」体制と「民主主義的」体制－「政府党」を手がかりとして

第2節 脱植民地化から「権威主義的」体制移行への諸類型

第2章 「権威主義的」体制の成立

第1節 類型(A)－志向されなかった制度的民主主義

第2節 類型(B1)－民主主義の制度的崩壊

第3章 「政府党」と脱植民地

第1節 フィリピンとセイロン－実現された権力交代

第2節 類型(B2)－「政府党」支配とその背景

第4章 「政府党」体制の崩壊と政党のイデオロギー化

第1節 「反対党」のディレンマ

第2節 韓国－「地域主義」と政党の「立柱化」

むすびにかえて 「政府党」支配の終焉と「イデオロギー」－「鋤」、「剣」、そして「本」

*神戸大学大学院国際協力研究科助教

はじめに

ボンベイ政庁前では、時計が十二時を打つと同時に、帝国主義の象徴であったユニオン・ジャックに代えて三色旗が掲揚され、バルコニーに姿を現したケール州首相が民衆に向かって呼びかけた－「いまこそ諸君は自由である」。広場に集まった民衆は、互いに抱き合い、叫んだ－「われわれは自由だ！自由だ！」その声に同調するように、港に停泊する汽船や町の工場から、いっせいに汽笛やサイレンが鳴り響いた¹。

第二次大戦後の旧植民地諸国の独立。インド独立の日、ボンベイの街角で見られたこの歓喜の爆発に表われているように、それは旧植民地の住民に非常な喜びと期待を持って迎えられた。

しかし、このような喜びと期待を持って迎えられたアジア・アフリカ新興独立諸国のその後のいく末は、周知のように、多難なものであった。就中、独立後のこれら諸国に大きな影を投げかけたのは、これら諸国の多くが独立後、当初の美しき「理想」とはかけ離れた、一個人、或いは一勢力が他に対して圧倒的な優位を保つ体制へと傾斜していったことであろう。しかし、それなら圧倒的な期待を持って迎えられたこれら新興独立諸国は、どうして、判を押したように、「理想からの逸脱」への道筋を辿っていったのであろうか。

この問題を考える上で重要なことは、本稿が問題とする脱植民地化以後の新興独立諸国

における、平和的権力交代の可能性を欠いた非民主主義的体制 — 後述するように本稿ではこれを「権威主義的」体制と呼ぶ — への傾斜、という現象が、北東アジアからサブサハラ・アフリカに至るまでの、西欧からの移民が多数を構成する地域を除く世界各地において、極めて広範囲に、それぞれの地域が抱える文化的、社会的、更には、経済的状況の多様性にも拘わらず、ほぼ共通して見られた、ということであろう²。我々がそこに見出すことが出来る共通性は、それが「西洋」ではなかったこと、そして、本稿の対象とする地域への定義づけの当然の帰結として、それが西洋諸国或いは日本の植民地支配を経、「脱植民地化」したこと、そのみであるといっても過言ではなからう。勿論、それを彼等の社会には、「西洋の民主化を可能とした基礎的構造が存在しなかった」ということは簡単であろう。しかし、それならば、彼等の「民主化」を阻害した、「非西洋的要因」とは、具体的には一体何であったのであろうか。そして、それは、彼等が他ならぬ、植民地支配とそこからの離脱を経験した、ということとどのような関係を有しているのであろうか。我々はもう一度、この点について、真剣に検討する必要がある。

本稿は以上のような問題意識に基づく、仮説的研究である。議論は、具体的に以下のような形で進行する。第一に、本稿の対象となる新興独立諸国の「権威主義的」体制成立に至るまでの過程を、理論的に再構成し、その類型化を行う。そこにおいて重要視されるの

は、これら諸国における、制度的民主主義と、それに基づく平和的権力交代の現実的可能性の有無である。第二に、これらの類型に沿って、各類型別に、各国における「権威主義的」体制への「移行」の背景に何があったかについて、大まかな分析を行う。ここでのポイントは、各国における様々な形の「脱植民地化」が、「権威主義的」体制への「移行」と如何なる関係を有していたか、である。最後に、以上のような手順を踏んで明らかになる、各国の「権威主義的」体制への「移行」をもたらした要因が、民主化に成功した諸国においては、どのようにして解決されていったかを、脱植民地化から「権威主義的」体制、そして「民主主義的」体制への、典型的な転換を果たした、韓国の例を中心に見てゆくことにより、各国における民主化への展望を明らかにする。

以上で、議論の前提は整った。早速具体的な議論へと入ってゆくこととしよう。

第1章 「権威主義」政権化の諸類型

第1節 「権威主義的」体制と「民主主義的」体制 — 「政府党」を手がかりとして

問題の所在を明確化する為に、まず、各国が脱植民地化から「権威主義的」体制へと到着するまでの道のりを、理論的に考察してみることとしよう。

最初に、本稿における考察を進めるに当た

って避けて通ることのできない問題、即ち、そもそも本稿における操作概念としての「権威主義的」体制とは、そしてこれと対比される「民主主義的」体制とは、如何に位置付けられるものであるか、について、整理しておくこととしよう。ここで注意しなければならないのは、本稿はその論考の目的上当然に、このような政治学における根本的且つ論争的概念について、最終的な解決を与えることを目指すものではない、ということであり、また、そのようなことは本稿においては、必要でもない、ということであろう³。しかしながら、にも拘わらずこれらの語句に対する、本稿における操作概念としての意味を明確化することは、本稿の議論を明確化する為にやはり必要であり、以下この点について、簡単に整理して置くこととしたい。

この問題を考える上で我々の手がかりとなるのは、藤原帰一の「政府党」を巡る議論であろう⁴。周知のように、藤原は東南アジア各国の、制度的には多様でありながらも、共に平和的な権力交代の現実的可能性を著しく欠いた政治体制を、与党と行政機構が一体化した「政府党」という概念を用いることにより説明し、それを「民政と軍政の区別を横断して、また、制度的民主主義、全体主義、権威主義の三類型を横断」するものとして提示した。しかしながら、この藤原が現代の東南アジア諸国を念頭において構成した概念を本稿において適用する場合に問題となるのは、後述するように、多くの新興独立諸国においては、そもそも政党、そしてそれが活動の主

たる舞台とするであろう、選挙そのものが重要視されておらず、極端な場合には、停止さえされていることがある、ということであろう。即ち、全体主義的体制は勿論のこと、藤原が「権威主義体制」と定義する体制の多くにおいても、国家が社会から遊離した体制、例えば「伝統的」或いは、「伝統的と看做される」体制への復帰を果たした諸国のそれや、「剥き出し」の軍事独裁政権のように、そもそも国家と社会を結ぶべき政党の役割を前提としない、「政府党（或いは政党）なき権威主義体制」の存在を理論的に想定することは可能であり、また、そのような体制の存在を否定することは実際、困難である。

にも拘わらず、藤原が自らの政府党概念を展開するに当たり、これら一般に「権威主義的」、或いは「非民主主義的」とされる、諸国の体制を、我々が「民主主義的」という用語を用いる場合に通常連想される、西欧的な「民主主義的」体制と区別するに当たり、そこにおける平和的な権力交代の現実的可能性に着目したことは重要であろう。即ち、藤原は「政府党」という概念を提示することにより、「制度的民主化」を果たしながらも、権力交代の現実的可能性を著しく欠いた諸国の政治体制を、西欧的な「民主主義的」体制と区別して説明する枠組みを我々に提示しようと試みているのであり、それ故、彼の「政府党」概念の有効性は、この両者を区別する際に最も鮮明に現れることとなる。そのことは、言い換えるならば、我々もまた、正にこの「政府党」概念を分水嶺として用いることに

より、「民主主義的」体制と、そうでない体制とを、「制度的民主主義」の枠を越えて、区別することができることを意味している⁵。

以上をまとめるなら図1のようになろう。本稿において重要なことは、1990年代の韓国や台湾のような少数の例外を除けば、第二次大戦後の新興独立国の多くが、依然として、この最後の一線を越えることができぬままに在る、ということであろう。そこで本稿においては、仮に、このような「政府党」体制を包含し、何れも権力交代の可能性を著しく欠いた体制を、便宜的に「権威主義的」体制と呼ぶこととし、逆に、権力交代可能な複数の

政治勢力や政党が存在し、これにより政権交代の現実的可能性が存在する体制を「民主主義的」体制と呼ぶことにしたい⁶。

それならば、第二次大戦後の新興独立諸国をして、図1の左翼に留ませ、その体制を「権威主義的」なものとした背景には、一体何があったのであろうか。そして、そのことは植民地支配と脱植民地化したことと如何なる関係を有しているのであろうか。次にこの点について、これら諸国の多様な経験を明らかにする手がかりとして、彼等の経験を理論的に類型化することを試みることにしたい。

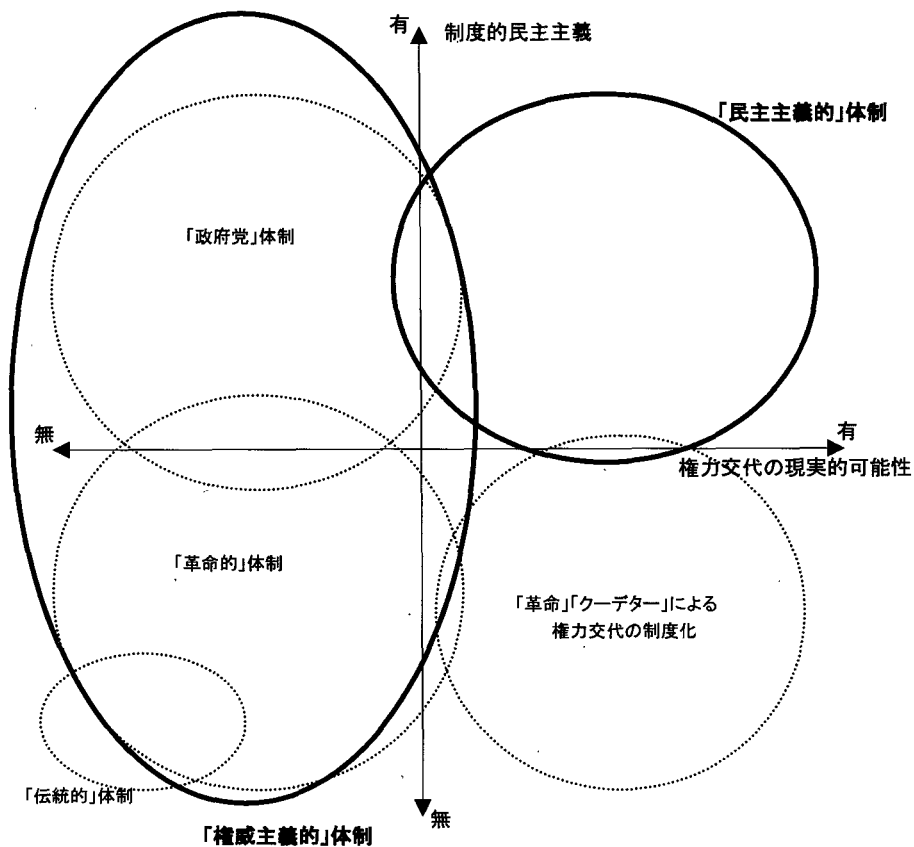


図1 「権威主義的」体制と「民主主義的」体制

第2節 脱植民地化から「権威主義的」体制移行への諸類型

以上のような理論的整理を前提として、第二次大戦後の新興独立諸国の「権威主義的」体制、そしてそこへの過程はどのように類型化することができるのであろうか。この点について、まず、各々の「権威主義的」体制の成り立ちから考えてみることにしよう。

ある特定の国家が、独立から特定の体制へと到着するに至るまで道筋を、考える上で第一に重要なことは、そもそも当該国家が独立当初においてどのような体制を有していたか、であろう。即ち、当該国家が、ここにおいて目標となる体制－本稿においては、政権交代の可能性を事実上有しない「権威主義的」体制－を当初から有しているのであれば、そこにおいては、独立当初における当該体制の「成立」や、更には、一旦そこから逸脱してから当該体制への「復帰」について考えることはできても、「民主主義的」体制から当該体制への「移行」や同体制からの「逸脱」を考察することはできない。他方、独立当初においては、政権交代の可能性が存在する、或いは少なくとも存在するかのように見える体制が存在したにも拘わらず、それがその後崩壊、或いは変質して「権威主義的」体制へと転化した諸国については、「権威主義的」体制の「成立」や「復帰」に加えて、「民主主義的」体制からの「移行」や「逸脱」の問題、言い換えるなら、一旦導入された「民主主義的」体制が何故に崩壊し、何故に「権威

主義的」体制へと帰着したか、を分析することができる。当初から「権威主義的」体制の外見を有した国家が、そのまま「権威主義的」体制を維持することとなった理由は一見簡単のように見える。しかし、それならば、「民主主義的」体制は、その後も「民主主義」的体制を維持することがどうしてできなかったのであろうか。

以上のような問題を考える時、我々が留意しなければならないのは、独立当初の新興独立諸国において、各々の出発時の体制が「現実的」な権力交代の可能性を有していたか否か、を判断することが、実際には極めて困難である、ということであろう。即ち、独立以前に長期の「自治」の経験を有した若干の諸国を例外として、独立当初のこれら諸国においては、独立の正にその結果獲得した政権が彼等にとって、初の「政権」といえるものであり、その段階において、これら諸国の体制が、制度と離れて「現実的」に、権力交代の可能性を有していたか否かを分析することは、不可能に近い。また、独立以前の一定期間、「自治」を経験した諸国においても、独立以前と以後の「政権」は、与えられた権限においても、また「政権」を選び出すシステムにおいても大きな相違が存在し、両者を単純に連続したものとして分析するのは、控えめにいって、危険であろう。

従って、各々の独立当初の各国体制について、それが「権威主義的」であったか否かを分析するに当たって、我々が実際に利用できるのは、その「現実的」権力交代の可能性で

はなく、そこから後退して、とりあえず、当該体制が「制度的」に権力交代の可能性を想定し、それを容認するものであったか否か、に限定されることになる。それは言い換えるなら、独立当初の各国の体制は、大きく、独立当初から制度的に権力交代の可能性が想定されていないもの (a) と、少なくとも制度的にそれが想定されているもの (b)、の二つに類型化できることを意味している。

議論をこのように展開した場合、次に明らかかなことは、このような独立当初の体制の類型から出発して、我々は、独立から「権威主義的」体制の成立への道筋をも、以下のように類型化することができる、ということであろう。まず、(a) の体制から出発した諸国においては、独立当初から、本稿でいうところの「権威主義的」体制が成立している、と看做することができる。独立、即、「権威主義的」体制成立、という道筋である (A)。これに対して、少なくとも制度的には政権交代の可能性を想定して出発した諸国については、その後、「民主主義的」体制からの「逸脱」と「権威主義的」体制への「移行」の過程が別個に存在している (B)。更に、後者の過程を分析する上で、我々が注意しなければならないのは、同様に (B) の過程を辿った諸国においても、この「移行」や「逸脱」の過程において、制度的な民主主義の外見をも放棄した諸国の過程 (B1) と、制度的にはその外見を維持しつつも、現実的な権力交代の可能性が何らかの理由により喪失されたか、或いは、実は当初からそれを有さないことが

明らかになった諸国の過程 (B2) が存在するという、ことであろう。(B1) と (B2) は、それが論理的に区分されるだけでなく、実際、その過程も大きく異なるものとなる。即ち、(B1) においては、それが制度的改変と、多くの場合、それ故に革命やクーデター等の大きな政治的事象を伴うであろうことが予想されるのに対し、(B2) においては、それが制度的改変を必要としない反面、民主主義的な制度にも拘わらず、ある特定勢力の継続的政権維持を可能とする、何らかの政治的・社会的システムの存在が不可欠であろう。いうまでもなく、「政府党」概念が、分析の枠組みとして、最も有効に機能するのは、この (B2) の場合である。

以上をまとめると図2のようになろう。加えて言及しておくべきは、このような類型は、それが時間軸に沿った類型に留まらぬ意味を有している、ということであろう。即ち、本稿において、「権威主義的」体制と「民主主義的」体制を区分するものとして提示する、現実的な平和的権力交代の可能性を考えた時、これを排除される場合として考えられるのは、第一にそれが制度面において、全く容認されていない場合、第二に制度面においては容認されていても、それが現実のものとなる可能性が差し迫った場合には、物理的強制力の行使により権力交代が阻止されるか、或いは阻止されることが予想される場合、第三に制度的にそれが容認され、これが現実のものとなった場合にも物理的強制力の行使による権力交代の阻止は予想されないが、にも拘わらず、

支配勢力と他の勢力の間に勢力の極端な不均衡が存在し、事実上それが実現されることが極めて困難である場合、であろう。ここにおいて、(A)の類型が第一の場合、(B2)の類型が第三の場合に該当し、(B1)の類型が第一と第二の場合に跨って存在することは、明らか

かであろう。

それでは、このそれぞれの類型を前提として、各国における「権威主義的」体制の成立について、我々はどのように考えれば良いのであろうか。次に、類型別にこの問題について考えてみることにしたい。

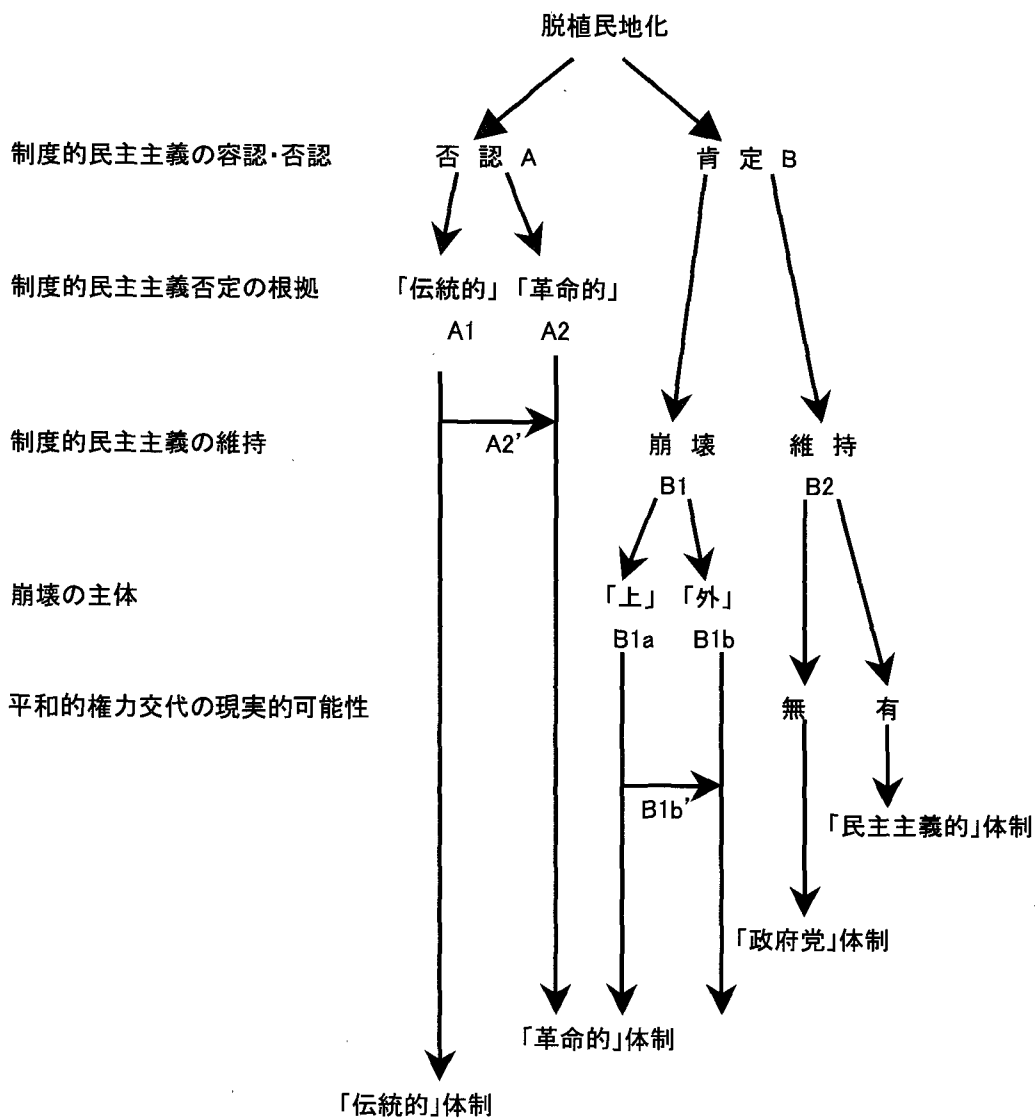


図2 脱植民地化から「権威主義的」体制へ (1)

第2章 「権威主義的」体制の成立

第1節 類型(A) — 志向されなかった制度的民主主義

宗主国からの「自由」が、政治的にも「自由」をもたらす。多くの国の独立運動における、多くの人々の期待とは異なり、植民地からの独立直後から、制度的な政権交代の可能性を欠いた「権威主義的」体制を樹立した国は、決して少なくない。そして、仔細に見れば明らかなように、このような諸国は明白に二つの類型に分類することができる。

第一のグループは、中東、特にベルシャ湾岸諸国⁷や、幾つかの太平洋島嶼国に多く見られた、伝統的、或いは、伝統的と看做された体制⁸への「復帰」を果たした諸国であり、その殆どが王政、或いは首長制類似の体制を有している(a1)。尤も、単純な王政や首長制の採用が即、これらの国において制度的に政権交代の可能性が否定されていたことを意味するものでないことは、そこにヨルダンや、モロッコ、更にはマレーシアのように、少なくとも外見的には、イギリス型の立憲君主制を志向した諸国が含まれることが明らかであろう。特に、後に述べるように、マレーシアについては、王権は極めて弱体であり、この類型に含ませることは困難である。

これらの諸国に共通することは、これらの地域への植民地支配に当たり、宗主国が既存の王権や、その他の伝統的権力を自らの支配

の為に利用していたこと、そして、脱植民地化、特にその最終局面において、これらの諸国の独立が宗主国との武装闘争を伴うような「対決」とその勝利の結果としてよりは、宗主国との「妥協」の結果として行われたということであろう。にも拘わらず同時に、これらの王権が、各国においての様々な正統化事由と離れて、実際には、宗主国の植民地支配、或いは独立闘争の過程において、その性格を著しく変容させ、より極端な場合においては、全く新たに作り出されたものであったことは、注意されねばならない。

(A)の類型における、もう一つの脱植民地化後の「権威主義的」体制の類型は、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国⁹)やベトナム、アルジェリア¹⁰に典型的に見られたように、(a1)とは対照的に、伝統、或いは伝統的と看做されるもの、及び、イデオロギー的にこれと密接な関係を有すると看做された宗主国勢力の、徹底的否定の上に成立した、何らかの意味での「革命的」体制(a2)であろう。この類型に属する諸国の体制は、ソ連による軍事占領、という特殊な条件下に脱植民地化を果たした北朝鮮¹¹のそれを除き、(a1)とは対照的に、多くの事例において、脱植民地化過程において、苛烈な武装闘争を伴う宗主国との「対決」が存在し、独立が少なくとも主観的にはその勝利の結果としてもたらされた、という共通の特徴を有している。

それでは、苛烈な武装闘争を伴う宗主国の「対決」の結果としての独立は、これら諸国をどうして制度的民主主義を否定した体制へ

と導いていったのであろうか。この点を考える上で重要なのが、第一にこれら諸国が独立運動を展開し、それを実現した、1930年代から60年代まで時期における、特殊なイデオロギー的状况であろう。周知のように、第一次大戦とその終結の結果としてもたらされた、西欧的価値への疑念は、大恐慌を経ることにより深刻なものとなり、それはやがて1930年代になると、その西欧的価値の重要な一角を占める、西欧民主主義理念への挑戦となって表れてくることとなる。ドイツ・イタリア・日本における、所謂「ファシスト」的体制が、このような時代的風潮の産物であったことは今さらいうまでもなからう¹²。しかしながら当時の時代的風潮を見る上で見落とされてはならないことは、同じく、強力なリーダーが行政的権力を握ることによって体制を強力に主導したという、正にその点において、異なる方向からの西欧民主主義理念への挑戦を意味するスターリンのソ連¹³は勿論、ルーズベルトのアメリカもまた、ドイツ・イタリア・日本同様の、議会制民主主義に重点を置いた立法府主導の体制から、強力なリーダーが主導する行政府主導の体制、即ち、「指導される民主主義」への転換を意味するものとして、当時の人々に捉えられていた、ということであろう。即ち、1930年代においては、議会に重きを置いた民主主義から「指導される民主主義」への動きは、単に一部諸国に留まらない、民主主義の普遍的な流れである、と看做されていたのであり、後に新興独立諸国の政治的リーダーとして登場することとなる人々

が、自らの運動の中でその主導権を確立する時期は、正に、このような時期に当たっていた。時代的風潮は、彼等のリーダーシップの形式に影響を与え¹⁴、彼等は自らが模範と看做した先進国の指導者に倣って、自らの体制を作り出すこととなる¹⁵。

第二に重要なのは、これら諸国において展開された武装闘争を伴う形の独立闘争が、その闘争遂行の必要上、彼等が率いる組織の中央集権化と、一種の戦時体制化をもたらしていった、ということであろう。いうまでもなく、旧宗主国との交渉と妥協による平和的な独立の場合と異なり、強大な旧宗主国との武装闘争の為には、それを維持する為の資金獲得や軍事的作戦遂行の為にも、強力な組織、そして、その組織を統括する強固な規律が必要とされた。加えて、見落とされてはならないことは、何れの国においても、苛烈な武装闘争が、植民地住民全ての支持を受けていた訳ではなく、その結果この形式の運動は、同じ植民地住民、言い換えるなら、将来の国民の中にも、闘争への「敵」を作り出していった、ということであろう。この結果、このような闘争の為に形成された組織は、効率的ではあるが、自らに反対する者へ著しく非寛容なものとなり、その性格は、彼等が主導する各国の独立後の体制へと受け継がれることとなる。先述した特殊なイデオロギー的風潮は、これらの体制に正当化事由を提供し、結果、体制は、「権威主義的」状態のまま固定化される。

本節において興味深いのは、その体制の特

質においても、また、脱植民地化の過程においても、一見、全く正反対の性格を有する (a1) (a2) の体制ではあるが、多くの場合において、(a1) が、自らの体制維持に失敗した場合、その後、(a2) 類似の「革命的」体制へと転化していったことであろう¹⁶ (a2'。a1→a2' = A2')。このことは、次節以降でより詳しく指摘するように、一旦「権威主義的」体制として出発した諸国においては、旧体制の打倒を、「民主主義的」体制の成立へと導くことが、極めて困難であることを意味している。即ち、「民主主義的」制度を欠く諸国においては、旧体制の打破が、選挙等による平和的政権交代の形で実現されることは、その制度上、極めて困難であり、その打倒の過程は、(a2) の体制を有する各国が脱植民地化過程において経験したのと同じく、武装闘争をも含む「対決」、或いは「革命」の形をとることとなる。このような「革命」を経て成立した体制においては、武装闘争の結果として「独立」した諸国同様、その当初において、顕在的、或いは潜在的に、新体制を否定する明白な敵対勢力を有しており、この結果、新体制はこれらの敵対勢力の巻き返しに備えて、敵対勢力、及び、それと連携する可能性のある勢力の政治的参加を著しく制限することとなる。そして、このことは、(a1) の体制が、緩やかで穏健な脱植民地化の過程を経、その結果、多分に旧宗主国の影響力を残して出発したことも相俟って、この(a1)→(a2')の体制変化をもたらした「革命」を、当該諸国の脱植民地化の第二過程と

して認識させることとなる。このことは、先述した、これらの過程が進行した時代における特殊な時代的風潮とも、相俟って、これら諸国を、結果的に (a2) に類似した体制へと結果として、導いてゆくこととなった。

見落とされてはならないことは、(a1)、(a2) 何れの体制も、その体制が平和的政権交代の為の制度を欠如していることにおいては、同様であり、それ故これら「権威主義的」体制下においては、旧「権威主義的」体制の打倒を、平和的権力交代を可能とする「民主主義的」体制への樹立へと転換することが困難であったことであろう。本論文では、このようにして、一旦実現された「権威主義的」体制が、その崩壊後も、新たな「権威主義的」体制へと導かれることを、「権威主義的」体制の「再版」と呼ぶことにしよう。

「権威主義的」体制は「権威主義的」体制を「再版」した。しかし、それならどうして、少なくとも制度的には民主主義の外見を有して出発した第二次大戦後の新興独立諸国においては、民主主義は「再版」されなかったのであろうか。次にこの点について、民主主義の制度的放棄にまで至った、(b1) の類型に属する体制を有する諸国について、見てみることにしよう。

第2節 類型(B1) — 民主主義の制度的崩壊

「民主主義的」体制の制度的崩壊。今日、第二次大戦後の新興独立諸国を振り返って見

て印象的なことは、インドやマレーシア、シンガポール等、極めて少数の例外を別にして、独立後、今日に至るまでの過程において、(a)の類型に属する国々を除く、殆ど全ての国が、少なくとも一度は、これを体験している、ということであろう。そして、本稿において重要なことは、このような民主主義の最初の制度的崩壊が、これもまた極めて少数の例外を除き、各国の脱植民地化から僅か十数年の間に起こっている、ということである¹⁷。

この点について少し具体的に見てゆくならば、例えば、第二次大戦後、1960年までに独立したアジア諸国、そしてその中で、独立当初において王政や、何らかの意味での「革命的」体制を採用し、平和的政権交代の可能性を制度的に否定したものを除く諸国、において、独立以後、自らが制定した憲法の正常な手続に則り、三回以上連続して、クーデターや「革命」によって中断されず、しかも有力な野党の参加を容認しつつ総選挙を行うことができたのは、インド・セイロン(当時)・シンガポール・マレーシア・韓国、の僅か六ヶ国に過ぎない。言い換えるなら、第二次大戦後の新興独立諸国における民主主義の制度的崩壊は、それほど普遍的な現象であったのであり、このことはアフリカ諸国においても同様であった。

本節において重要なことは、このような制度的民主主義の崩壊が、ほぼ二つのパターンに限定される、ということであろう。その第一は、インドネシア¹⁸やガーナ¹⁹に見られた

制度的民主主義の「上からの」否定の類型である(B1a)²⁰。これら諸国に共通しているのは、このような「上からの革命」を遂行した政治的指導者の多くが、「独立の父」として、絶大なカリスマ性²¹を有する人物であった、ということである。スカルノの事例²²に典型的に現れているように、彼等はその絶大なカリスマ性を利用することにより、自らに抵抗する議会を解散、或いは停止させた。彼等はこれにより、民主主義を制度的に死滅させると同時に、自らにあらゆる権力を集中させることとなる²³。

しかし、それならどうして「独立の父」達は、その強大なカリスマ性にも拘わらず、議会内外での「抵抗」にあわなければならなかったのでしょうか。この点において示唆的なのは、これら「独立の父」達の多くが、正に自らのカリスマ性維持の為に、諸党派から、中立的、更には超然的な姿勢を採ろうとしていた、ということであろう²⁴。自らこそが「国民」統合の象徴であり、諸党派を超越する存在であると看做す彼等の多くは、敢えて自らの政党を作らず、諸党派や諸党派から形成される議会に対しても、超越的立場から臨もうとした。この結果、議会の勢力分野は、「独立の父」達の個人的声望とは乖離したものとなり、議会に足場を持たぬ「独立の父」等は、時に困難な議会運営を余儀なくされた。巨大なカリスマ性と、それ故の彼等への個人的声望は、彼等をして、自らの意思、即ち、彼等の考える「国民の意思」に従わず、自らの「個別的利益」ばかりを主張する議会や諸

党派を「解散」或いは「停止」させる方向へと導くこととなる。カリスマは「規則とはおよそ無縁」なのである²⁵。

「指導された民主主義²⁶」は彼等の志向を正当化するとともに、巨大なカリスマ性を有する第一人者へと、制度的にも権力を集中させていった。その背景に存在したのは、脱植民地化に伴う、これら諸国の新たなイデオロギー的状况であった。脱植民地化に伴う急激な社会変化と、その結果としての独立は、嘗ての植民地住民達をして、受動的な被支配者から、主権国家を有する輝かしい新ネーションの一員へと、自らのアイデンティティを再構築することを要求した。「独立の父」達は、人々がこのように新たなるアイデンティティを獲得せんとするその瞬間に、彼等に彼等が何者であるかの説明を与える者達であり、「独立の父」達のカリスマ性は、正にそこにこそ由来していた²⁷。この意味で、少数の旧英領諸国を例外として、この時期の新興独立諸国の多くが、議院内閣制ではなく、何らかの形で大統領制を引いているのは、この脱植民地化の結果としての、特定人物へのカリスマ性の集中と決して無縁ではなかった。結果としての、カリスマ性と、制度的権力双方の単一人物への集中は、彼等による、民主主義の制度的停止をも正当化した。即ち、彼等にいわせるなら、議会だけではなく、自らもまた、「独立の父」兼大統領として、国民の直接の付託を受ける存在であり、彼等のような「強力な指導者」に指導されることは「民主主義」において必要である。確かに、民主

主義に「指導者」が必要であるとするならば、当時のこれら諸国において、それは「独立の父」足る彼等以外には存在せず、そしてそれこそが、逆に議会や、議会に進出した他の諸党派にとって、最大の障害として、存在していた。即ち、このような状況下においては、仮令、「独立の父」達の行為が、彼等自身が定めたルールや規範に反していても、議会や諸党派は、「独立の父」達の巨大なカリスマ性に対抗できる人物を容易には探し得ず、結局、多くの場合、彼等を担ぎ続ける他に選択肢はなかった。このような「代わるべき者」の不在は、議会や諸党派の「独立の父」達への抵抗力を極端に弱めさせ、これら諸勢力は、最終的に自滅するか、自ら沈黙へと回帰するかを選択するかをせざるを得なかった。

民主主義の制度的崩壊の第二の類型は、いうまでもなく、これが「上から」と同時に、「外から」、特に軍部等、制度的民主主義の枠外にいる勢力を巻き込んで進行されたものである (B1b)。(B1a) の類型との関連において、我々に興味深いのは、この類型における民主主義の制度的崩壊とそれを引き起こした様々な諸事象、即ち、軍事クーデターやこれに類する事象が、これまた殆どの事例において、「独立の父」達の死後、或いは、独立後、一定期間を経て、彼等のカリスマ性が著しく磨耗した後に行われている、ということであろう²⁸。重要なことは、このような「独立の父」達の物理的・実地的なカリスマ性消滅と、その後の政治的混乱そのものは、単に (B1b) の類型に止まらず、他の類型におい

でも顕著に見られる、ということであろう。即ち、(B1b) は、「独立の父」達のカリスマ性消滅後の政治的混乱が、結果として、制度的民主主義の崩壊へと帰着した事例である、ということができる。この類型に限らず、他の類型において「権威主義的」体制へと帰着した諸国においても、カリスマの指導者の物理的・実質的消滅が、制度的民主主義否定の「再確認」と、「権威主義的」体制の「再版」を導いた事例は枚挙に暇がない²⁹ (特に、B1aからの移行。B1a→b1b' =B1b')

本稿において、重要なことは、このようなカリスマ的指導者の物理的・実質的消滅に伴い、成立、或いは「再版」される「権威主義的」体制 (b1b、b1b') が、(B1a) の結果として成立する「権威主義的」体制 (b1a) と比べて、遥かに「剥き出し」の、言い換えるなら、物理的強制力を全面に押し出した性格を有していることであろう。いうまでもなく、この背景にあるのは、(b1a) の体制においては、政府が国民を統制し、或いはそこから支持を獲得するに当たり、これら指導者のカリスマ性を利用することができるのに対し、カリスマ的指導者亡き後の「権威主義的」体制は、同様のことを期待し得ず、その結果、物理的強制力に多くを頼らざるを得ない、という事情であろう。同様のことは、(A) の過程により樹立された諸国 (a) の体制についてもいうことができる筈である。即ち、「独立の父」達により樹立された (a) の体制、もまた、それを樹立した指導者のカリスマ性の物理的・実質的消滅より、危機に

直面し、これへの体制としての対応を余儀なくされる。先の (A2') の事例、更には、(a2) から更に制度的改変を経て、異なる「権威主義的」体制 (a2') へと接続された事例 (A2') は、多くの場合、この範疇で説明することができる。

ともあれ重要なことは、このような「権威主義的」体制への「移行」において、カリスマ的指導者の存在と、そのカリスマ性の浮沈が極めて重要な役割を果たしている、ということであろう。それならば、この点は、制度的には民主主義の外形を維持し続けた国においてはどのようなものであったのであろうか。次に章を変えてこれらの体制について見てみることにしよう。

第3章 「政府党」と脱植民地

第1節 フィリピン³⁰とセイロン³¹－実現された権力交代

独立当初に民主主義の制度的外形を有し、その後もそれを維持しつつも、現実的に政権交代の可能性を喪失し、或いは、実は当初からそれが存在しないことが明らかになることにより、「権威主義的」体制へと移行する。この (B2) の類型に属する諸国の例は決して多くはない。その背景には、何よりも、そもそも前提として、民主主義の制度的外形を独立後、そのまま維持した諸国が少数であった、ということがあった。しかしながら、本稿においてこれらの諸国の事例が重要なのは、

第二次大戦後の新興独立諸国における「権威主義的」体制の成立を考える上で、制度的には民主主義の外形を維持したにも拘わらず、現実的には権力交代の可能性を喪失していったこれら諸国の事例こそが、その最も極端な事例、即ち、新興独立諸国の「権威主義的」体制を制度以外の部分において支えているものが何であるか、を我々に知らしめてくれるからである。独立直後の各国の制度的多様性にも拘わらず、第二次大戦後の新興独立諸国が、齊しく「権威主義的」体制へと帰着していった背景には何があり、それは、これら諸国が植民地支配とそこから離脱を経験した、ということとどのような関係を有しているのか。このことを知る上で、制度的には最も「権威主義的」体制から遠かった筈の諸国の「権威主義的」体制への転落を見てゆくことは、制度を離れて、その背景に何があったかを見る為に極めて有益であろう。

この問題を考える上で我々に重要な示唆を与えてくれるのは、同じように独立後の政治体制を、制度的に権力交代を前提とするものとして出発し、その枠組みの中で、実際に平和的な権力交代を経験した例外的諸国の事例であろう。既に述べたように、第二次大戦後1960年までに独立を果たしたアジア諸国の中で、その後、三度以上連続して独立後の憲法の規定に従い、与党に対する野党の実質的な挑戦を容認する中で総選挙を行えたのは、僅か六ヶ国に過ぎなかったが、この中の二ヶ国、フィリピンとセイロンだけが、この間に実際に権力交代を果たしている。両国はその後も、

この時、与野双方の立場から権力交代を果たした勢力が、交互に政権を担当する状況が続くなど、他の新興独立諸国とは明確に区分される「民主主義的」な特徴を有している。しかし、それならこのような両国の特殊な「民主主義的」体制を支えたものは一体何であったのであろうか。そして、どうして同じことは、同様に制度的民主主義の外形を維持した他の諸国においては、実現しなかったのであろうか。

本稿のような立場から、改めて、このフィリピン・セイロン両国の事例を振り返って見て、容易に気づくことは、脱植民地化から二大政党制の成立に至るまでの、両国の極めて類似した経験であろう。この点について、まず、両国における権力交代の実現過程そのものについて指摘できることは、両国における権力交代を演出した勢力が、共に、独立以前の「自治」の時代から一貫して両国を支配してきた旧寡頭支配勢力により構成された単一の政党が分裂することによって生まれてきた、ということであろう。即ち、独立当初のフィリピンを特徴付けた、国民党と自由党からなる二大政党制は、コモンウェルス期における支配政党であった国民党が、独立後の大統領職を巡っての内部対立の結果、ロハスら一部有力者が離党して分裂し、自由党を結成したことにより生まれたものであり、この国民・自由両党は独立後、暫くの間、現職大統領を擁する党派が必ず次の大統領選挙で敗北する、という、他の新興独立国とは明らかに区別される、極めて特異な政治的状况を作り上げる

こととなる。セイロンにおいても、1956年の政権交代を実現したMEPの中核をなしたスリランカ自由党は、内政自治の時代から一貫してセイロンを支配してきた統一国民党から、有力政治家の一人であり、当時セイロン政治・経済を支配していた有力大地主一族の一つ、バンダラナイケ家の代表者であった、S.W.R.D.バンダラナイケ等が離党した結果生まれた政党であり、このフィリピンと同じ名称の両党もまた、その後、セイロン、そしてスリランカにおける二大政党制の担い手として、度々の権力交代を実現することとなる。

他方、脱植民地化の過程においても、両国の類似性は顕著である。この点において両国に特徴的なことは、その独立が、武力による抵抗の結果としてよりも、寧ろ、旧宗主国との妥協の結果として、極めて穏健な形で実現された、ということであろう。重要なことは、その結果、独立後の両国においては、他国とは異なり、独立運動の中で巨大なカリスマ性を獲得した、強力な政治的リーダーを欠くこととなった、ということである。フィリピンのケソンは、妥協的な独立ではあったにせよ、相対的に大きなカリスマ性を有する指導者であったが、その彼のカリスマ性は、他ならぬ彼自身が、独立の日を待たずして死去したことにより、独立後の政治において発揮されることはなかった。セイロンのD.S.セナナヤケによる、英軍の駐留継続をも容認する「妥協的」独立は、隣国インドの対照的な姿勢とも相俟って、彼の「独立の父」としての威信を大きく傷つけ、反って後の自由党によるシ

ンハリ・ナショナリズムの攻撃対象となることとなる。その彼も、独立から僅か七年後に事故死することにより、その相対的に小さかった「独立の父」のカリスマ性は物理的に消滅する。スリランカ自由党が政権交代を実現したのは、彼の死の二年後のことである。

しかしながら、本節においてより重要なことは、このような「独立の父」達のカリスマ性の不在、若しくは物理的消滅が、即座に両国における政治的混乱と、「権威主義的」体制の成立をもたらさなかった、ということであろう。そして、この点において、両国を他国と劃つのは、両国において政権交代を演出した二大政党の背景に、植民地期から引き継がれた強力な寡頭支配勢力、就中、パトロン＝クライアント的な影響力を行使し得る大地主層が、脱植民地化過程においても在地社会における支配の正統性を失わず、政治的に健在な状態で存在していた、ということである。即ち、独立当初の両国において、各々の政権を支えていたのは、「独立の父」達のカリスマ性よりも、寧ろ、個々の政治家の有する在地社会における強力な政治基盤であり、それ故、両国の有力政治家達は、国家や行政機構の力を借りずとも、自ら自身の力により、一定の政治的足場を確保することができた³²。他国においては圧倒的な力を発揮した「政府党」の圧力に抗して、与党から離脱した一部有力政治家が政治的に生き残り、強力な野党を形成して、二大政党制を構成し得たのは、正に、このような行政機構に依存しない、個々の政治家の独自の政治的基盤故であった。

同様の性格と与党もまた有していたことは、翻って、旧与党が野党に転落した際に重要な意味を持つこととなった。即ち、理論的に想定できる一つの可能性、「政府党」の圧力にも抗することのできる独自の政治基盤を有する勢力が、新たに政権を獲得して「政府党」としての強みをも獲得することにより、新与党と他の勢力の間の政治的均衡が反って崩壊し、逆に新与党による、より強力な「権威主義的」体制が実現する、このような可能性が両国において現実のものとならなかった背景にあったのは、旧与党の政治家達もまた、新与党の政治家達同様、在地社会に固有の政治的基盤を有するタイプの政治家であった、ということであろう。一言でいうなら、両国においては、植民地期からその勢力を引き継いだ大地主層の在地社会における支持基盤が、独立の結果として生まれた「国家」の介入を撥ね付けるに十分な状態で存在し、それ故、これら勢力が分裂し、二大政党を構成することにより、「民主主義的」体制が、極めて容易に実現された。その背景にあったのは、両国における「緩やかな」脱植民地化が、両国の従前からの寡頭支配層の権威を傷つけず温存したこと、であった。

それでは、これらのことは権力交代が実現されなかった諸国においては、どうであったのであろうか。次に節を変えてこの点について見てみることにしたい。

第2節 類型(B2) — 「政府党」支配とその背景

フィリピンとセイロンにおいて、権力交代が実現された背景にあったのは、直接的には、従来から存在する支配政党の分裂と、その結果として出現した二大政党制であった。それでは、権力交代が実現しなかった諸国においては、同様のことは存在したのであろうか。

このような観点から、競争的な選挙を維持しつつも、一定期間民主主義の制度的外形を維持した他の諸国を見た時明らかなことは、これらの諸国においても、独立前後における時期の支配政党の分裂が見られなかった訳ではなかった、ということであろう。この点について、先に挙げた独立直後において一定期間競争的な選挙制度を維持した六つのアジアの新興独立諸国から、フィリピンとセイロンを除いた四つの国、インド・シンガポール・マレーシア・韓国について見てみるなら、我々はその顕著な例をこの四ヶ国のいずれにおいても確認することができる。即ち、インドにおける国民会議派からのインド社会党（後の人民社会党）の分離³³、シンガポールにおける人民行動党からの社会主義戦線の分離³⁴、マレーシアにおけるUMNOからのIMPの分離³⁵、そして、韓国における李承晩支持勢力の中からの院内自由党勢力や、張沢相支持勢力の分離³⁶、がそれである。

しかしながら、重要なことは、これらの諸国においては、これら支配政党からの有力政治家や勢力の離脱と新党結成が、その後、支

配政党の圧倒的な優位を切り崩すには至らず、反って与党から離脱した勢力自身の極端な凋落をもたらすこととなった、ということであろう。インド社会党は、国民会議派からの分離後、最初の総選挙において惨敗を喫し、それはシンガポールの社会主義戦線や、マレーシアのIMPも同様であった。韓国において、支配政党であった自由党系勢力を離脱した勢力もまた、選挙の度に自らの勢力を縮小させ、最終的には従来から存在する野党と合党することを余儀なくされる。ここにおいて見落とされてはならないことは、これら支配政党からの離脱勢力の不振の原因を、彼等自身、特にその指導者の政治的力量そのものに求めることは直接的には困難であるということであろう。ガンディーやネルーと並び、インド政治における「三人、若しくは四人の最重要人物」とまでいわれたインド社会党の指導者ナラヤン³⁷は勿論、社会主義戦線のリム・シチョン³⁸や、IMPのダト・オン³⁹、更には、韓国の張勉や張沢相⁴⁰は、共に、ネルー、リー・クァンユ、ラーマン、李承晩等にとって、自らの地位を脅かしかねない強力なライバルとして見做されており、そのことは挑戦する者される者双方における、共通の認識として存在していた。

にも拘わらず、彼等は時の支配政党に勝利できなかったのみならず、自らが支配政党から離脱した当時に保有していた勢力さえ維持することさえできなかった。この点を考える上で、見落とされてはならないことは、第一に、独立当時のこれら諸国においては、トッ

プリーダール達の脱植民地化の過程に由来するカリスマ性が、第二位若しくはそれ以下の指導者のそれに対して、圧倒的な差異を以て存在していた、ということであろう。国民会議派の独立当初の圧倒的勝利を支えた背景に、ネルーの個人的カリスマ性が存在したことはよく知られていよう⁴¹。李承晩もまた、少なくとも独立当初の韓国の諸勢力、より正確には、共産主義勢力を除く諸勢力の中においては、他の追随を許さぬカリスマ性を有しており、韓国の野党はこれに代わる指導者を擁立することさえ不可能な状況であった⁴²。このような彼等二人の巨大なカリスマの背景に、独立闘争における、彼等の指導的役割があることは明らかであり、その点については、マレーシアの支配政党となるUMNOにおいて、当初指導的役割を果たしたダト・オンに対して、より明確に「ムルデカ（独立）」を主張することにより主導的役割を奪ったラーマンや、自治権獲得から、マレーシア合併、そして、独立へと至る過程において主導的な役割を果たしたリー・クァンユもまた、同様であった。脱植民地化過程における勝者として、自らの作りあげた枠組みに沿って、自らのネーションが何者であるかを政治的に成功裏に語る彼等のカリスマ性は、正に彼等が独立後の枠組みに合致した理念を語るが故に拡大した。個人的力量や政治哲学、更には政策等と離れて、ナラヤン、リム・シチョン、ダト・オン、張勉、張澤相等が、ネルー、リー・クァンユ、ラーマン、李承晩に対し、このような独立運動に由来するカリスマ性に

において同様の地位を占めることは不可能であり、そのことは一国の指導者を決定する競争的な民主主義制度において、彼等の大きな足かせとなることとなる。

重要なことは、既に述べたように、これら諸国に典型的に見られたように、各国における「独立」の過程が、単に自らのネーションの為の「主権国家」を獲得する過程である、ということに留まらず、各国にとって、自らのネーションや国家が一体何者であり、何故に独立を果たさなければならないかを、説明する正統性の論理を獲得してゆく過程でもあった、ということであろう⁴³。そして、正にこの過程において、それを主導した「独立の父」達と、他の者の差は決定的なものとなる。最終的に獲得された独立「主権国家」において、その正統性の論理と一致する主張を行う者は自らの手にカリスマ性を独占させ、それは他の者の手には届かぬものとなる。イデオロギー、それを生み出した者は、正に自らが生みの親であるが故に、これを容易に「修正」することもできる。しかし、他の者がこれを試図した瞬間、彼はイデオロギーの敵となり、その攻勢に晒されることとなる。再び、カリスマは「規則とはおよそ無縁」なのである。

しかし、それだけなら同じことは、少なくともセイロン、そして程度は異なるとはいえ、フィリピンについてもある程度はいうことができよう。ここで見落とされてはならないことは、このセイロン・フィリピン両国において、権力交代を可能とする二大政党制が生み

出されたもう一つの背景に、カリスマ的指導者の相対的な不在と同時に、与野両党、更には個々の政治家達の政治的地位を支える、在地社会に根付いた安定的な支持基盤が存在していた、ということであろう。そして、この点においても、インド、シンガポール、マレーシア、韓国において、支配政党から分離した者達は、明らかなハンディキャップを有していた。インドとシンガポールにおいて与党に挑戦した勢力は、社会主義的な理念を主張しており、当然のことながら、彼等がセイロンやフィリピンの挑戦者たちと同様に、在地社会を支配する勢力から支持を獲得することは不可能に近かった。そもそも都市国家であるシンガポールにおいては、そのようなことは想像さえできなかつたであろう。マレーシアにおいては、スルタンを中心とする旧支配層は、それが宗主国イギリスと妥協的であったことにより、独立の過程で徐々にではあったものの確実に排除され、結果として、政治的な力を大きく損なうこととなった。甚だしくは韓国においては、解放後、地主勢力は、即、親日的勢力であると看做されており、伝統的に流動的な社会を有する特質とも相俟って、地主がその経済的力を背景に、政治的進出を果たすことは、事実上不可能な状態であった。インドにおいては後に、支配政党である国民会議派が、インディラ・ガンディーのリーダーシップを巡って、インディラ・ガンディー自らが党首を務める国民会議派（与党）と、従来から党の中核を占める「長老」達の主導する国民会議派（野党）へと大分裂

したが、ここにおいても、地方リーダーを傘下に収めた筈の国民会議派（野党）が、インディラ・ガンディーの「世襲された⁴⁴」個人的カリスマ性に対して惨敗を喫しており、野党政治家にとって「地方」の支持基盤が自らの政治的立場を安定的に支えるものではないことが確認される。

何れにせよ本稿において重要なことは、独立実現の過程における、「独立の父」達へのカリスマ性の集中と、同じくその過程における旧支配層権力の解体、或いは損傷が、これら諸国において、支配政党から分離した勢力の政治的伸張への妨げとなっている、ということであろう。同様の支配政党へと挑戦する者のハンディキャップは、支配政党から分離したのではなく、独立当初から野党として存在していた勢力についてもいうことができよう。独立当初、これら諸国における産業化は、依然未熟な状態にあり、野党が政府組織を掌握する「政府党」に対して、自らの政治的基盤として、先進国における社会主義政党がそうであるような、巨大な労働者組織に依存することは不可能であった。他方、植民地国家を継承した「国家」の力はといえば、未熟な労働者組織や、独立実現の過程で政治的、或いは経済的に傷ついた伝統的寡頭支配層に比べて遙かに強大であり、それは「政府党」の支配に、最大限活用されることとなる。独立闘争の中で確立された「独立の父」達の巨大なカリスマ性と、植民地期から受け継がれた巨大な国家機構。この二つを前にして、弱体な野党は、自らの支持基盤を求めて途方に暮

れる。

本稿において、もう一つ見落とされてはならないのは、この「政府党」を当初支えた二つの柱の一方、即ち、「独立の父」達のカリスマ性は、やがて時間の経過と共に磨耗し、若しくは彼等の死と共に、物理的にも消滅することを、運命づけられているということであろう。人々がカリスマを慕い、自ら望んで「政府党」への支持を表明する時、それは確かに一見、「民主主義的」に見える。しかし、自らを支えたカリスマを失った時、「政府党」の支配は、剥き出しの「国家」の支配へと変貌する。ネルーを引き継いだインディラ・ガンディー、そして、李承晩の跡を受けた朴正熙の苦悩と彼等の体制は、ある意味では彼等自身が作り上げたものというよりは、それがネルーや李承晩の後を受けた正にそのことによる、当然の結果であった、といえ、いいすぎであろうか。

政府党がカリスマを失い、「剥き出し」の支配へと転じた時、そこに初めて本当の意味で、「民主化」が各国の政治的日程に上ることとなる。しかし、それなら、野党、或いは「政府党」の支配にとって代わり、権力交代を実現しようとする勢力は、具体的にどのようにしてこの「政府党」の支配を打ち破り、「民主主義的」体制を実現することができるのであろうか。次に章を変えてこの点について見てみることにしよう。

第4章 「政府党」体制の崩壊と政党のイデオロギー化

第1節 「反対党」のディレンマ

ここまで述べてきたことをまとめてみよう。

(A) の事例において明らかになったのは、二つのことであった。第一は、これら諸国が武装闘争をも伴う激しい独立闘争や、「伝統的」体制から離脱する際に「革命」を経験したことの意義である。宗主国体制や「伝統的」体制からの離脱という権力交代を、物理的強制力の行使の結果実現したこれらの諸国においては、独立後も新体制の「味方」と「敵」が残されることとなり、新体制は「敵」の政治的巻き返しを制度的に排除する状態、即ち、制度的民主主義を否定した状態での出発することを余儀なくされた。第二に、これら諸国が、独立当初において、制度的民主主義を採用する機会を逸したことは、これら諸国における権力交代を「革命」やクーデター以外の形では不可能なものとした。平和的権力交代を可能とする制度の不在は、「民主主義的」体制に必要な複数の政治勢力の成長を困難なものとした。結果、これら諸国では、「権威主義的」体制の「再販」と固定化がもたらされることとなる。

他方、(B1) の事例において明らかになったのは、カリスマ的指導者の問題であった。重要なことは、独立闘争の中で、そのカリスマ性を培ったカリスマ的指導者の存在が、カ

リスマ的指導者或いはこれを擁する勢力と、それ以外の勢力との間の勢力バランスを著しく不均衡なものとした。そのことがこれらの諸国における民主主義の制度的崩壊へと繋がっていった、ということであろう。(B2) の事例においても同様のことをいうことができた。即ち、セイロンとフィリピンという例外的な権力交代の事例をもたらしたのは、第一に、この二ヶ国におけるカリスマ的指導者の不在であり、また、早期の退場であった。しかし、同時に重要であったのは、フィリピンとセイロンにおいては権力交代を実現したもう一つの背景として、両国に共通する旧宗主国との妥協と交渉に基づく脱植民地化過程が存在した、ということであった。緩やかな脱植民地化は、結果として、両国の在地社会におけるパトロン＝クライアント的な支配構造を、独立後もそのままの形で温存することとなった。強力な支持基盤の存在は、有力政治家の支配政党からの離脱を容易化し、彼等の政治的冒険を担保する役割を果たしていた。言い換えるなら、この二ヶ国を例外とする他国においては、上述の二つの条件は満たされなかった。即ち、これら諸国においては、相対的にはあったにせよ、カリスマ的リーダーが存在し、且つ、脱植民地化過程における旧寡頭支配層の脱落とその結果としての彼等の政治的或いは経済的威信の失墜が、「政府党」への対抗勢力をして、自らの安定的支持基盤として、パトロン＝クライアント的な在地社会の力を利用することを不可能とさせていた。安定的支持基盤の欠如は、「政府

脱植民地化過程	カリスマ的指導者	植民地期在地支配層	体制 → 対抗勢力	体制 → 制度的民主主義	「反対党」組織	現実的な平和的権力交代の可能性	体制
武装闘争	存在	排除	排除	否定	不在	不在	「伝統的」／「革命的」体制 (A)
対立的交渉	存在	摘発	容認 (→ 排除)	肯定 (→ 否定)	弱体 (→ 不在)	小	「政府党」体制 (B2)
妥協的交渉	不在	温存	容認	肯定	強大	大	「革命的」体制 (B1) 「民主主義的」体制

図3 脱植民地化から「権威主義的」体制へ(2)

党」に対する「反対党」の抵抗力を著しく減退させ、結果として、「政府党」が圧倒的に優位する体制が打ち立てられることとなる。

以上をまとめると図3のようになろう。この分析を通じて明らかなことは、何れの道を歩んだ場合においても、各国における「権威主義的」体制の成立の背景に、フィリピンやセイロンのように、極めて妥協的な脱植民地化過程を経た例を除き、脱植民地化過程における、旧寡頭支配層政治的権力の－特に支配の正統性においての－著しい損傷と、逆に、支配の正統性の、一部人物、或いは勢力への著しい集中が齊しく存在した、ということであろう。この結果として、出現するのは、支配の正統性と、植民地国家から引き継がれた「国家」を独占する、新支配勢力の他勢力に対する著しい組織的且つイデオロギー的優越である。

一言でいうなら、それは、脱植民地化過程そのものが、従来はそれなりの均衡を保っていた植民地期の「国家」と「社会」の間の勢力バランスを損傷させ、「社会」が「国家」に対する抵抗力を著しく欠いた状態を生み出した、ことを意味していた。それこそが、正に、西洋諸国と第二次大戦後の新興独立諸国の間において、前者においてはそれなりに機能した制度的民主主義を、後者において機能

させなかった最大の要因であった、ということができよう⁴⁵。植民地支配を経、そこから独立を果たした。これ事実、正にそれこそが、これら第二次大戦後の新興独立諸国から、「西洋の民主化を可能とした基礎的構造」を奪い去った最大の要因であったのである。

しかしそれでは、これら新興独立諸国がこのディレンマから脱却し、平和的権力交代を果たす為には、いったい何が必要であったのだろうか。ここにおいて明らかなことは、その為には、カリスマ的指導者亡き後も、「政府党」として組織的優位に立つ支配勢力に対し、これに対抗する勢力にも何らかの固有の基盤が必要である、ということであろう。重要なことは、西洋諸国や日本においては、制度的民主主義の採用が、政党の組織化の結果として、或いは少なくとも、それと平行して行われたのに対し、第二次大戦後の新興独立諸国においては、制度的民主主義が、政党、就中、現実的権力交代を可能とする複数の政党の組織的成長に、先んじて「与えられた」ということであり⁴⁶、それ故、これら新興独立諸国の政治勢力は何れも、弱体な組織しか有することができなかった。独立の結果としてのカリスマ性については、それが時間の経過と共に磨耗し、最終的には消滅するであろうことは、容易に予見することができる。し

かし、このことは支配勢力が「政府党」として、「国家」、就中、行政組織を支配していることについては、そうではない。言い換えるなら、少なくとも、「政府党」への対抗勢力、即ち、「反対党⁴⁷」は、「政府党」の組織力に対抗できるだけの、何かが必要であり、それを有さぬことこそが「反対党」にとっての最大の問題であった。「政府党」による弾圧が存在することは、事実であった。しかし、それなら、仮に弾圧が存在しなければ、組織なき「反対党」は、強力な組織を有する「政府党」に勝利することができるのであろうか。

このように問題を考えた時、この時期の新興独立諸国におけるもう一つの問題は、冷戦下において、各国に現実的に与えられた政治的選択肢も、また限られていた、ということであろう。即ち、冷戦下においては、一方の陣営に属するものが、他の陣営への転向を意味するような政治的選択を行うことは、控えめにいって困難であり、少なくともそれを平和的に実現する為には無数の障害が存在していた。勿論、同様のことは、両者から中立の立場をとらんとした諸国についてもいうことができよう。この時期、米ソ両陣営から「中立」を保つ為に必要であったのは、その政策が米ソどちらの方向にも傾かないことであり、多くの中立的諸国において、そのことはやはり、彼等のとり得る政策的選択肢を著しく制限していた。

政策的選択肢の限定は、当然のことながら、各国における様々な政治勢力が、少なくとも資本主義陣営対社会主義陣営の対立という、

伝統的な「左右」イデオロギー軸に沿っては、極めて密集した状態でしか、存在を許容されないことを意味していた。言い換えるなら、このような許容範囲を超えたイデオロギー的選択を行うことは、即ち、当該勢力の選択する政策の実現可能性を失わせることにより、この勢力による平和的権力交代の可能性を著しく減少させ、甚だしくは、当該勢力が当該国家において非合法化されることを意味していた。既存の枠組み内において許容されぬイデオロギー的選択を行った勢力による権力交代は、仮令、それが実現されたとしても、一種の「革命」を伴わざるを得ず、このことは結果として、今度は逆に従来の支配勢力とその選択肢を、新体制の許容する枠組みの外へと追い出すこととなる。

伝統的な「左右」イデオロギー軸上における、政策的選択肢の限定。それは「反対党」にとっては、カリスマ的指導者を擁立し、「政府党」のメリットを独占する強大な支配勢力に対し、支配勢力と自らを峻別する為に必要な、政策的相違を打ち出すことさえ困難であることを意味している。強大な支配勢力と、選択肢の欠如。対抗勢力の苦悩はここに一層深くなることとなる⁴⁸。

それでは、実際にこのような状況を打破し、民主化を実現した国において、このディレンマはどのようにして解消されていったのであろうか。次にその点について、典型的な「権威主義的」体制から、「民主主義的」体制への転換を果たした、韓国の事例を手がかりにして、具体的に見てみることにしたい。

第2節 韓国⁴⁹－「地域主義」と政党の 「列柱化」⁵⁰

議論をはじめの前に、脱植民地化から「権威主義的」体制へと至るまでの韓国の経験について確認して置くこととしよう。韓国の正式な独立は1948年であるから、第二次大戦後の新興独立諸国の中でも、比較的早期に独立を果たした国の一つであることとなる。この国の脱植民地化過程において特徴的なことは、それが独立運動の結果としてよりは、旧宗主国であった日本の一方的な敗戦の結果、三年間の米軍支配を経てもたらされたことであり、この結果、独立後の韓国は、旧宗主国の影響力を完璧なまでに排除して出発することとなった。当然のことながら、旧宗主国の影響力消滅は、植民地期に旧宗主国との関係を有した者達の政治的立場を極端なまでに悪化させ、地主層を中心とする「国内派」の、亡命独立運動家達からなる「海外派」に対する政治的立場は、脆弱なものとなることを余儀なくされた。そして、そのことは韓国において、フィリピンやセイロンと全く異なる状況を作り上げることとなる。独立を自らの手により勝ち取ることができなかったこと、言い換えるなら、積極的な独立運動に従事した経験を有する者が少数であったことは、逆に植民地期において困難な独立運動に従事していた者達の威信を、他の者達に対して、比較不可能な次元にまでに浮上させることとなる。韓国の初代大統領李承晩は、正にそのような人物の

代表であり、米軍政期の権力闘争を勝ち残った彼は、48年の独立時には、正に他の追随を許さぬ地位を築き上げるに至ることとなる。

他方、韓国において、もう一つ重要であったのは、以上のような個人的な政治的威信－即ち、本稿でいうカリスマ性－の面で李承晩が他に対して圧倒的優越に立つ状況下においても、様々な問題を孕みながらではあったにせよ、競争的な選挙とそれに基づく政治的競争が、その後も維持されていった、ということであろう。李承晩は当初、スカルノ同様、これら諸勢力の闘争に超然的な立場をとろうとした⁵¹が、彼等の攻撃が自ら自身に及ぶことを知ると、自らの為の党派、自由党の形成に乗りだし、自由党はたちまちのうちに、他党に対して、圧倒的な地位を築くこととなる。野党はこの自由党の前に、特に農村部において完敗を喫し、彼等の勢力は急速に収縮することを余儀なくされた。行政組織をフルに活用して、農村部を強力に支配した李承晩と自由党は、地方における選挙を、事実上、自由にコントロールし、ここに平和的権力交代の現実的可能性を欠いた、韓国最初の「権威主義的」体制が作りあげられることとなる。

独裁性を強めた李承晩は、やがて自らのカリスマ性の磨耗と共に、60年、所謂4・19学生革命により打倒されるものの、韓国は、幕間劇的な第二共和国を経て、翌61年には、朴正熙等による5・16クーデターにより、再び、そして、より強力で典型的な「権威主義的」体制へと回帰することとなる。63年の民政移

管と同時に、朴正熙もまた、民主共和党という「政府党」を作り出し、やはり主として農村を自らの支持基盤として、自らの支配的地位を失わずして「民政移管」を実現する。

「政府党」は磐石であるかのように見えた。巨大な「政府党」支配を目前にし、挑戦に失敗した野党は沈滞と混乱、そして閉塞感の中に沈むこととなる。

しかし、韓国が他国と異なったのはここからであった。周知のように、朴正熙による二度目の制度的民主主義の停止である「維新体制」から、これまた二回目の幕間劇である「ソウルの春」、そして、全斗煥による第五共和制を経て、二五年ぶりに韓国が制度的民主主義を取り戻した時、彼等の目の前にあったのは、形骸化した「政府党」の姿と、対照的な、韓国政界を席卷する「地域主義⁵²」、そしてその「地域主義」に沿って、慶尚南북도、全羅道、忠清道の四地域に見事なまでに「列柱化」された政治勢力であった。

以上のような韓国の「地域主義」がその淵源をどこに持ち、また、どのように評価されるべきか、は、本稿での問題ではない。重要なのは、ここにおいて、嘗ては極めて強固に見えた「政府党」の支配が、画一的な人口構成を有する韓国において、少なくとも他国においては問題にさえならぬであろう、些細な差異を巡る、擬似民族主義的な「地域主義」により、あっけなく崩壊した、ということであろう。ここにおいても一つ見落とされてはならないのは、このような「地域主義」に基礎を置く各政治勢力が、それぞれ組織面に

においては、嘗ての「政府党」のそれとは比較にならない程度の貧弱なものしか有していなかった、ということである。即ち、韓国において、「政府党」の支配を打ち破り、権力交代可能な複数の政治勢力の分立を可能としたもの、それは、「政府党」に匹敵する各政治勢力の組織ではなく、各々が自らの地域の利益と、その正当性を訴える、擬似民族主義的なイデオロギーであったのである。

それは言い換えるなら、冷戦下、そして引き続き経済発展至上主義的なNIEsの時代において、国際環境や発展戦略の面から伝統的な「左右」イデオロギー軸上において、密集して存在することを余儀なくされた各々の政治勢力が、自らに固有に与えられた状況の中から、全く次元の異なる新たなイデオロギー軸を作り出し、自らを他から明確に区別すると同時にし、安定した支持基盤を獲得することにより、「列柱化」を果たしたことを意味していた。

それでは、このような韓国の例から、我々は一体何を学ぶことができるのであろうか。最後にこの点に触れることにより、本稿を終えることとしよう。

むすびにかえて 「政府党」 支配の終焉と「イデオロギー」 — 「鋤」、「剣」、そして「本」

韓国、インド⁵³、そして — A2の変形的類型であるが — 台湾。振り返ってみれば、90年代は、多くの国において、各国が脱植民

地化直後から有していた「政府党」体制が、深刻な危機に直面した時代であった。地域主義、ヒンドゥーイズム、そして台湾独立運動。この三ヶ国のみをとってみても、その結果として、現れたものは、一見、全く異なるかのように見える。

冷戦体制の崩壊。それが確かにこれら諸国における「政府党」体制の危機と崩壊に一定の影響を与えていることは事実であろう。しかしながら、同時に我々が注目しなければならないのは、60年代に見られたような、経済的發展よりも経済的独立を優先した時代が終了し、NIEs型の外資を利用した輸出指向型の發展戦略が、事実上、各国における経済發展の自明のモデルと化したこの時代には、冷戦下同様、各国が実際にとり得る政策的選択肢の幅は極めて限定されたものであった、ということであろう。事実、各国がこの時期採用した政策は、冷戦下においてより、遥かに類似したものであり、我々はそこに冷戦下よりも大きな政策的選択肢の幅、を読み取ることはできない。

重要なことは、以上のような政策的選択肢の現実的な少なさにも拘わらず、この時期、一部の国において、徐々にではあるが、確実に権力交代可能な状態が出現しつつあった、ということであろう。そして、このような各国の権力交代実現の背景にあったのは、何れも、フィリピンやセイロンにおいて見られたような、既に明確な支持基盤や組織力を持つ支配勢力の分裂というよりは、寧ろ、組織ではなく、宗教的原理主義や民族主義、そし

て特定の選挙区を越えた広範な「地域主義」といった、抽象的な価値やイデオロギーに依存する新たな勢力の台頭であった。それは言い換えるなら、これら諸国において、人々の政治的選択を分ける新たなイデオロギー軸が提示され、正にその軸に沿って、現実的な権力交代を可能とする「民主主義的」体制が成立しつつあることを示している。

韓国をはじめとする、これら「権威主義的」体制から「民主主義的」体制への転換を果たした諸国の「民主化」が意味することは明らかである。即ち、第二次大戦後の新興独立諸国の多くでは、その脱植民地化の過程で、従来からの在地支配層の政治的権力が大きく失墜し、それ故、これら諸国においては、フィリピンやセイロンに見られたような、在来の支配層の間での安定的権力交代が不可能であった。加えて、この上に相対的に大きな宗主国から引き継がれた「国家」が君臨し、各国において、制度的民主主義採用の何如を超えて、特定の政治勢力が長期に渡って権力を独占する「権威主義的」体制が出現した。「国家」の組織力は、他の勢力のそれに比べて圧倒的に強力であり、他勢力はその組織力を以してこれに対抗することは不可能であった。

そのことは、権力交代、それも一定の民主主義的手続きによる平和的な権力交代を実現する為には、支配勢力にとって代わろうする勢力には、組織以外の何ものかが必要であることを意味していた。組織によらずして、人々の支持を獲得し、自らの権力掌握の為に

動員する。アーネスト・ゲルナーがいうように、人間社会の秩序を規定するものが、「鋤」と「剣」と「本」、即ち、経済と政治とイデオロギーの三者であるとするならば⁵⁴、先進国や外資、更には国際機関により、「鋤」の使用方法が著しく限定され、行政機構を通じて「政府党」に「剣」が独占される状況において、対抗勢力が動員可能なのは、「本」以外には存在しなかった。言い換えるなら、対抗勢力による、支配勢力への挑戦が成功する鍵は、対抗勢力が如何なるイデオロギーを獲得するかであり、必然的に、それが成功した暁に登場するのは、強力なイデオロギーを主張する新たな政治勢力の姿であった。

韓国の例においても一つ興味深いのは、このような「政府党」に対する、従来の「左右」イデオロギー軸とは異なる、新たなイデオロギー軸に沿った政治勢力の登場が、例えば、50年代における、A2'の例に見られたように、新たな「権威主義的」体制を作り上げるのではなく、寧ろ、彼等自身の明確なイデオロギー性の副産物として、イデオロギーの反対側に、次の権力交代の担い手となる可能性を有する、もう一つの勢力を作り上げている、ということであろう。そして、既に明らかかなように、50年代、或いは60年代の「権威主義的体制」の「再版」と、90年代のイデオロギー的政党による権力交代とを分けたのは、前者の権力交代の担い手達が少なくともその「ゼスチャー」としては、当該国家の全国民を代表する「独立」の枠組みに沿った「ナショナル」な主張を掲げていたのに対し、90年

代の権力交代の担い手達が掲げたのが、少なくとも全国民が簡単に、そして挙って受け入れることの不可能な、「原理主義的」主張であったことであろう。韓国のハンナラ党⁵⁵、インドの国民会議派、そして台湾の国民党。嘗ての「政府党」の多くは、対抗勢力を政権につけた対抗勢力のイデオロギー性故に、新興勢力の掲げるイデオロギー軸の反対側に生き残り、今日、依然として、二大勢力の一翼を構成している。

進行する「民主化」と「原理主義」の台頭。賞賛される前者と酷評されることの多い後者であるが、各国レベルにおいては勿論、第二次大戦後の新興独立諸国を広く見た場合においても、これらは決して、二つの孤立した現象ではない。それが何処に行き、また、どのように評価されるべきか。我々はそれをもう少し冷静に見守る必要があるのではなかろうか。

- 1 森本達雄『インド独立史』、中央公論社、1972年、3ページ。
- 2 このような極めて多様な各国に関する一般的情報について、本論文は以下の著作や論文に依拠している。中東調査会編『アジア・アフリカ民族運動の実態』、至文堂、1960年、民主主義研究会編『アジアの政治社会構造と変動過程』、民主主義研究会、1968年、村嶋英治・萩原宜之・岩崎育夫編著『ASEAN諸国の政党政治』、アジア経済出版会、1993年、W. シェパード『アフリカ民族主義の政治的構造』小田英郎訳、慶應通信、1966年、小田英郎『アフリカ現代政治』、東京大学出版会、1989年、Haruhiko Fukui (eds.) *Political Parties of Asia and the Pacific*, Greenwood Press: Westport, CT, 1985、Walter H. Mallory (eds.), *Political Handbook of the World - Parliaments*,

Parties and Press as of January 1, 1960, Happer & Brothers: New York, NY, 1960, 等。

- 3 この分野における代表的研究として、例えば、J. リンスの一連の研究が存在する。しかし、リンスが自身述べているように、彼の権威主義体制研究は「近代的権威主義体制」を対象としたものであり、「多数の脱植民地政」を「組み入れていない」。リンスは権威主義体制を、「いまだに伝統的正当性に基づく体制」、即ち、彼のいう「スルタン支配型体制」と別個に議論しているが、本稿のような主として発展途上国を念頭においた研究においては、「スルタン支配型体制」を、他の権威主義体制と区分して議論することは、控えめにいって困難であろうし、また、有益でもなからう。本稿において、独自の定義を用いる所以である。J. リンス『民主主義体制と権威主義体制』陸月規子・村上智章・黒川敬吾・木原滋哉訳、みすず書房、1995年、同『民主体制の崩壊－危機・崩壊・均衡回復』内山秀夫訳、岩波現代選書、1982年、等。
- 4 藤原帰一「政府党と在野党－東南アジアにおける政府党体制」、萩原宜之編著『講座現代アジア3 民主化と経済発展』、東京大学出版会、1994年。
- 5 勿論、「権威主義的」体制と「民主主義的」体制の境界線を、現実的な権力交代の可能性に求めるのは、藤原の独創ではない。例えば、「実在民主主義」について、ケルゼン『デモクラシー論』上原行雄・長尾龍一・森田寛二・布田勉訳、木鐸社、1977年、121ページ以下。また、Giovanni Sartori, *Democracy Theory*, Wayne State University Press, 1962, pp.150以下。
- 6 尤も、各々の国が具体的にどちらの類型に属するかを、決定することが容易ではないことはいうまでもない。が、この点については、本稿では議論しない。
- 7 小串敏郎『王国のサバイバル』、日本国際問題研究所、1996年、参照。
- 8 実際、これら王制或いは首長制の形式で独立した諸国のうち、その王制や首長制の直接の起源を植民地期以前に遡ることができるのはほとんど存在しない。例えば、ヨルダンの王制は、イラクのそれと同様、メッカ大公家の子弟を王とする形で、イギリスにより、作り出されたものであったし、リビアのモハメッド・イドリスは、脱植民地化過程の「ヒーロー」として、キレナイカのアミールから、連合王国の国王へと昇格した。同様のことは、モロッコについてもいうことができる。小串敏郎『東アラブの歴史と政治』、勁草書房、1985年、同『王国のサバイバル』、宮治一雄『アフリカ現代史 V』、山川出版社、1981年、及び、中東調査会編『アジア・アフリカ民族運動の実態』、355ページ以下。
- 9 本稿においては、朝鮮民主主義人民共和国の略称として北朝鮮を、また、大韓民国の略称として韓国を用いる。
- 10 宮治一雄『アフリカ現代史 V』。
- 11 和田春樹『朝鮮戦争』、岩波書店、1995年。
- 12 例えば、岡義武『近代ヨーロッパ政治史』、創文社、1967年、176ページ以下。
- 13 ハンス・コーン『アジア民族運動』阿倍十郎訳、同人社、1932年、等。
- 14 その典型として、スカルノ、蔣介石、等。スカルノについては、ベネディクト・アンダーソン『言葉と権力－インドネシアの政治文化探求』、日本エディタースクール出版部、1995年、第2章、参照。
- 15 このようなイデオロギー的傾向の典型的な現れが、所謂「アフリカの民主主義」である。宍戸寛編著『アフリカの指導者』、アジア経済研究所、1963年、第4章等。
- 16 例えば、リビアのカダフィ政権。また、第二次大戦以前の独立国であるが、イラクのカセム政権や、バラクザイ王朝崩壊後のアフガニスタン等。
- 17 民主主義の最初の制度的崩壊に注目するのは、それがクーデターや「革命」等への心理的参入障壁を低下させ、甚だしくは、一部諸国に実際に存在するように、クーデターや「革命」による政権交代を事実上「制度化」するまでに至るからである。
- 18 インドネシアにおける民主主義の制度的崩壊については、白石隆『スカルノとスハルト』、岩波書店、1997年、アジア経済研究所編『インドネシアの政治社会構造』、アジア経済研究所、1961年、等。
- 19 差し当たり、K. エンクルマ『わが祖国への自伝』野間寛二郎訳、理論社、1961年、宍戸寛編著『アフリカの指導者』、W. シェバード『アフリカ民族主義の政治的構造』等。
- 20 類似の事例として、第二代国王であるハッサン二世により、制度的民主主義が停止されたモロッコ。
- 21 独立と「革命」に伴うカリスマについては、本書は、ベネディクト・アンダーソン『言葉と権力』に多くを依拠している。
- 22 アンダーソン『言葉と権力』、白石隆『スカルノとスハルト』、首藤もと子『インドネシア－ナショナリズム変容の政治過程』、勁草書房、1993年、アジア経済研究所編『インドネシアの政治社会構造』等。
- 23 希な事例として、独立運動に伴うカリスマ性が独立運動の中で単一人物に集中せず、複

- 数の人物や勢力、それも対立関係にある複数の人物や勢力によって割ち持たれた場合には、この二人の指導者により権力交代の可能性が出現する。例えば、「権威主義的」体制の中での権力交代の事例として、アルジェリアにおけるベン・ヘッダとベン・ベラ。淡徳三郎『アルジェリア革命』、刀江書院、1972年。
- 24 このような姿勢をとった例は枚挙に暇がない。韓国における自由党結成以前の李承晩、ビルマのウ・ヌー等。この最も極端な例は、各国の国王達であったかも知れない。例えば、自身も独立運動の重要な担い手であった、モロッコのハッサン二世。また、実質的な一党制を採用した諸国においても、多くの「独立の父」達は自らをこれらの政党をも超越するものと位置付けた。
- 25 M. ヴェーバー『権力と支配』濱島朗訳、有斐閣、1967年、42ページ。
- 26 差し当たり、アジア経済研究所編『インドネシアの政治社会構造』、211ページ以下。
- 27 このようなカリスマの捉え方として、Charles Lindholm, *Charisma*, B. Blackwell: Cambridge, MA, 1990。
- 28 典型的な事例として、ジンナーとアリ・カーン死後のパキスタン、アウン・サン死後のビルマ。また支配末期における、エンクルマ、李承晩。
- 29 例えば、インドネシアのスハルト政権である。勿論、アフリカ諸国にもその例は多い。
- 30 フィリピンについては、谷川英彦・木村宏恒『現代フィリピンの政治構造』、アジア経済研究所、1977年、Jose Veloso Abueba, Raul P. de Guzman (eds.), *Foundations and Dynamics of Filipino Government and Politics*, The Book Mark Inc.: Quezon, 1973、Jean Grossholtz, *Politics in the Philippines*, Little, Brown and Company: Toronto, 1964等を参考にした。
- 31 セイロンについては、G. C. Mendis, *Ceylon Today and Yesterday - Main Currents of Ceylon History*, The Associated Newspaper in Ceylon: Colombo, 1957、Denzil Peiris, *1956 and After - Background to Parties & Politics in Ceylon Today*, The Associated Newspaper in Ceylon: Colombo, 1958、アジア協会編『アジア・ナショナリズム』日刊工業新聞社、1957年、民主主義研究会編『アジアの政治社会構造と変動過程』等。
- 32 この点については、藤原帰一「フィリピンの政党政治 - 政党の消えた議会」、『ASEAN 諸国の政党政治』、に印象的に描き出されている。
- 33 中東調査会編『アジア・アフリカ民族運動の実態』、225ページ以下、及び、アジア協会編『アジア・ナショナリズム』。また、インド社会党の母体となった会議派社会党の詳細については、J. P. ヘイスコック『インドの共産主義と民族主義』中村平治・内藤雅雄訳、岩波書店、1986年、209ページ以下。実際、ナラヤンは後に、1977年のジャナタ党の政権獲得に重要な役割を果たすこととなる。
- 34 岩崎育夫『リー・クアンユー』、岩波書店、1996年。
- 35 萩原宜之『ラーマンとマハティール』、岩波書店、1997年。
- 36 尹景徹『分断後の韓国政治』、木鐸社、1986年、等。
- 37 ハーバート・パッシン編著『インドを救う道 - ナラヤン獄中記』伊藤雄次訳、サイマル出版会、1979年。また、斎藤吉史『第三の世界 - 変貌するインド』、東洋経済新報社、1959年、151ページ。
- 38 岩崎育夫『リー・クアンユー』。また、五百旗頭真編著『「アジア型リーダーシップ」と国家形成』、TBSブリタニカ、1998年。
- 39 萩原宜之『ラーマンとマハティール』。
- 40 例えば、張炳恵『常緑의 自由魂』、嶺南大学校博物館【韓国】、1973年、293ページ以下。
- 41 例えば、M. プリッチャー『インド現代史』張明雄訳、世界思想社、1968年、217ページ以下。
- 42 拙稿「米軍政期における『正統保守野党』の形成と特質 - 『東亜日報グループ』研究(二)」、『国際協力論集』第6巻第1号。
- 43 この点については、拙著『朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識』、ミネルヴァ書房、2000年。
- 44 ヴェーバーが述べたように、カリスマは時に、その周囲にいる人物に「世襲」され、温存される場合がある。北朝鮮の金日成と金正日や、本稿で取り上げた、インドのネルーとインディラ・ガンディーは、その典型的な例であろう。また、M. ヴェーバー『権力と支配』、45ページ以下。
- 45 勿論、実際にはこのような脱植民地化過程での旧在支配層政治権力の失墜が容易に実現するか否かは、当該社会の構造にも大きく左右される。即ち、そもそものが流動的な人口を抱え、それ故、在支配勢力の権力が元来強力でなかった社会においては、このような脱植民地化過程での影響は、甚大なものとなるろうし、逆に、それが元来強固な、経済的・イデオロギー的基盤を有する場合には、同じ影響は最小限に留められよう。この点についての詳細は、拙稿「韓国における民主化と『政府党』」、西村成雄・片山裕編著『20世紀東アジア史像の新構築』、青木書店、近刊。

- 46 J. リンス『民主体制の崩壊』、10ページ。
- 47 「反対党」については、G. ヨネスク、I. デ・マダリアーガ編著『反対党の研究』 宮沢健訳、未来社、1983年、の各所を参照のこと。
- 48 このような状況については、例えば、『反対党の研究』、158ページ以下。
- 49 韓国における「政府党」と民主化の問題についてより詳しくは、拙稿「韓国における民主化と『政府党』」を参照のこと。
- 50 「列柱化」の概念については、Peter Flora, Stein Kunhnlé and Derek Urwin, *State Formation, Nation Building, and Mass Politics in Europe - The Theory of Stein Rokkan*, Oxford University Press, 1999. 本節の理論的部分は同書に大きく依拠している。
- 51 このような李承晩の姿勢は、彼の一民主義に典型的に表れている。梁又正『李大統領建国政治理念 - 一民主義의 理論的展開』、連合新聞社【韓国】、1949年、等。
- 52 韓国の「地域主義」は、それが選挙区レベルを超えたものであり、個々の政治家が選挙区単位においては、寧ろ脆弱な支持基盤しか有していない、という点において、例えば、日本の「利益誘導」とは全く異なる。この点については、差し当たり、홍기훈編著『지역주의와 한국정치』白山書堂【韓国】、1996年、조기숙『지역주의 선거와 합리적 유권자』、나남【韓国】、2000年、최영진『한국지역주의와 정치성의 정치』、도서출판 오름【韓国】、1999年、等。また、拙稿「韓国における民主化と『政府党』」。
- 53 90年代のインドの状況については、木村雅昭「台頭するヒンドゥー原理主義」、木村雅昭・廣岡正久編著『国家と民族を問い直す』、ミネルヴァ書房、1998年。
- 54 Ernest Gellner, *Plough, Sword and Book*, University of Chicago Press, 1988.
- 55 ハンナラ党はその人脈面において、全斗煥・盧泰愚両政権の民主正義党と、金泳三政権の新韓国党という、二つの「政府党」の流れを引いている。この政党において興味深いのは、それが今日、一層の「慶尚道党」としての性格を強めつつあること、そして、にも拘わらずこの政党が有力な大統領候補として抱えるのが、慶尚道ならぬ京畿道出身の李会昌である、ということである。ここにおいて進行しているのは、「地域主義」の脱人格化であり、抽象化である。今日の状況は、1986年から92年頃まで顕著に見られた、金泳三・金大中・金鍾泌に、全斗煥或いは盧泰愚を加えた当時における、各々の政治勢力の代表者に人格化された地域主義とでもいうべき様相とは異なるものとなっている。

Decolonization and “Administrative Party”: A Study on Authoritarianization and Democratization of Newly Independent Countries after World War II

KIMURA Kan*

Abstract

This study is intended to examine the processes and reasons of authoritarianization and democratization of newly independent countries, which became independent after World War II.

As for the authoritarianization of these countries, this study shows us that the processes and characteristics of decolonization affected it deeply. Decolonization was a kind of revolution, so it broke the power balances between states and societies in these countries. In the processes, local elites lost their social and economic resources to rule their villages. Without the support of powerful local elites, it is very difficult for the opposition parties to find their own bases, which are strong enough to resist against powerful “administrative parties”, which monopolize the administrative organizations.

Decolonization also broke the ideological power balances between the ruling parties and the oppositions. In the processes of decolonization, people had to find their new identities as members of new nations. However, this is not easy task for ordinary people. They need someone to ‘give’ them their new identities. It is “founding fathers of nations”, who play this role as charismatic leaders. Ruling parties, as parties of the charismatic leaders, also monopolize the ideologies of new nations.

For democratization of their countries, oppositions had to have some bases to resist and win against ruling “administrative parties”. Between two monopolies of the ruling parties, it is the monopoly of ideology that ruling parties lose in the long run, especially after the political or physical deaths of charismatic leaders. By contrast, on the administrative organizations, ruling parties do not give up the monopoly, and rather the monopoly was often strengthened in the course of time.

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

So it is ideology on that oppositions can rely, to resist and win against the ruling administrative parties. However, in the international situation of these countries, the ideological options along the traditional left-right axis are severely limited for the oppositions. It means that they need some new ideological axis for democratization. It is the reason why democratization of these countries often brings with the rise of the ideological parties of new type, for example, with fundamentalism, regionalism, and a kind of new nationalism.